



保医健第1982号
平成29年11月28日

京都市食の安全安心推進審議会
会長 宮川 恒 様

京都市長 門川 大作
(担当 保健福祉局医療衛生推進室健康安全課)



京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例に基づく
食品衛生責任者が受講すべき講習会の指定について (諮問)

京都市食品等の安全性及び安心な食生活の確保に関する条例第9条第3項の
規定に基づき、下記の事項について、諮問します。

記

1 諮問事項

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例に基づく食品衛生
責任者が受講すべき講習会の指定について

2 諮問理由

京都市食品衛生法に基づく管理運営基準に関する条例では、営業者は食品
衛生責任者を定めるとともに、食品衛生法第61条第2項に規定する食品衛
生推進員、栄養士、調理師等を除き、市長が指定する講習会を受講させるこ
ととしています。

現在、当該講習会として、一般社団法人京都市食品衛生協会が実施する講
習会を指定しているところですが、その指定期間が平成30年3月31日ま
でとなっています。

そこで、平成30年4月1日以降の当該講習会の指定について、諮問いた
します。